

後期高齢者医療制度・国民健康保険 仮徴収のお知らせ

保険料の納付方法が、特別徴収(年金差し引き)となっている方、また4月から特別徴収になる方は、4月に受給する年金から保険料が仮徴収されます。

仮徴収と本徴収

保険料は前年の所得により決定しますが、その所得が確定するのが6月のため、7月まで保険料を決定することができません。そのため、4・6・8月に支給される年金から差し引きとなる保険料は前年の保険料を基にした暫定金額となることから、仮徴収といいます。

なお、所得が確定し1年間の保険料が決定した後、仮徴収で納めた額を差し引いて、残りの額を10・12月、翌年2月に支給される年金から本徴収します。

【すでに特別徴収(年金差し引き)となっている方】

平成23年2月に差し引いた額と同額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。

例えば 平成22年度の年間保険料60,000円、平成23年度の年間保険料90,000円の場合 (単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
平成22年度	特別徴収(仮徴収)						特別徴収(本徴収)						60,000
	10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		
平成23年度	特別徴収(仮徴収)						特別徴収(本徴収)						90,000
	10,000		10,000		10,000		20,000		20,000		20,000		

【4月から新たに特別徴収(年金差し引き)となる方】

平成22年度の保険料を6分の1とした額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。

なお、年度の途中から加入した方の保険料は、1年間分の保険料相当額で計算します。

例えば 平成22年度の年間保険料60,000円、平成23年度の年間保険料90,000円の場合 (単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
平成22年度	普通徴収												60,000
				7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500		
平成23年度	特別徴収(仮徴収)						特別徴収(本徴収)						90,000
	10,000		10,000		10,000		20,000		20,000		20,000		

平成22年度の保険料を6分の1とした額、 $60,000 \text{円} \div 6 = 10,000 \text{円}$

口座振替でも納付できます

特別徴収(年金差し引き)で納付している方、また、これから特別徴収となる方で、口座振替による納付を希望する方は、納付方法を口座振替に変更できます。なお、口座振替を申し込む時期により、特別徴収を停止する時期が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 後期高齢者医療制度は、市高齢・介護室医療給付係へ
国民健康保険は、市健康推進課国保係へ